



平成 29 年 2 月 27 日

各位

会 社 名	大王製紙株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 佐光 正義
コード番号	3880 東証第一部
問 合 せ 先	経営企画本部 経営企画部 部長代理 品川 舟平
TEL	03-6856-7509

三浦印刷株式会社株券等（証券コード：7920）に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ

大王製紙株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、三浦印刷株式会社（コード番号：7920、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(2) 買付け等を行う株券等の種類」において定義されます。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、東京証券取引所市場第二部に上場している対象者株式の全部（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全部を取得し、最終的に対象者を当社の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本プレスリリース提出日現在、当社は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の主要株主である筆頭株主の AG 投資事業有限責任組合（所有株式数：8,403,000 株、所有割合（注）：26.01%）（以下「AG」といいます。）、対象者の第 4 位株主であり、対象者の取締役会長である三浦剛治氏（以下「三浦剛治氏」といいます。）及びその親族が発行済株式の全てを所有する三浦総業株式会社（所有株式数：1,105,070 株、所有割合：3.42%）（以下「三浦総業」といいます。）、対象者の第 9 位株主であり、三浦剛治氏の実兄である三浦久司氏

(所有株式数：720,461株、所有割合：2.23%) (以下「三浦久司氏」といいます。)並びに三浦剛治氏(所有株式数：450,252株、所有割合：1.39%)それぞれとの間で、平成29年2月27日付で各公開買付応募契約(以下「本応募契約」と総称します。なお、本応募契約のうち、AG又は三浦総業との間のものを「本応募契約(AG・三浦総業)」と個別に又は総称していい、三浦久司氏又は三浦剛治氏との間のものを「本応募契約(個人)」と個別に又は総称していい。)を締結し、AG、三浦総業、三浦久司氏及び三浦剛治氏(以下「応募予定株主」といいます。所有株式数の合計：10,678,783株、所有割合の合計：33.05%)がその所有する対象者株式の全て(以下「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約の詳細は、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注) 「所有割合」とは、対象者が平成29年2月10日に提出した第72期第3四半期報告書(以下「対象者第72期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数(32,048,848株)に、対象者が平成28年6月29日に提出した第71期有価証券報告書(以下「対象者第71期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成28年5月31日現在の本新株予約権(315個)から行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、平成28年6月1日から平成29年2月27日までに行使された又は失効した新株予約権は10個とのことです。)を差し引いた個数(305個)の目的となる株式数(305,000株)を加算した株式数(32,353,848株)から、対象者が平成29年2月3日に公表した「平成29年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成28年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(41,557株)を控除した株式数(32,312,291株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

本公開買付けにおいては、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する株式数を超える買付予定数の下限の設定」に記載のとおり、買付予定数の下限を21,542,000株(所有割合：66.67%) (以下「本下限」といいます。)と設定しております。本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が本下限に満たない場合には、当社は応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の総数が本下限以上となった場合には、当社は応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する株式数を上回ります。

当社は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とするための手続の実施を要請する予定です。

対象者によれば、対象者は、平成 29 年 2 月 27 日に開催された取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

なお、本新株予約権は、譲渡による取得について、対象者取締役会の承認を要するものとされております。また、新株予約権割当契約上、譲渡が禁止されているため、本新株予約権を譲渡するには、譲渡が可能となるよう新株予約権割当契約を変更することについても、対象者から承認を得る必要があります。対象者によれば、対象者は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、本新株予約権に係る新株予約権者がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより当社に対して譲渡すること（新株予約権割当契約に必要な変更を加えることを含みます。）について、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議したとのこと。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 18 年 5 月に設立され、昭和 31 年 8 月に株式会社大阪証券取引所（当時）（以下「大阪証券取引所」といいます。）に上場、昭和 32 年 7 月に東京証券取引所に上場し、昭和 36 年 10 月に大阪証券取引所市場第一部及び東京証券取引所市場第一部に上場しました。その後、当社は、会社更生手続の開始決定に伴って昭和 38 年 12 月に大阪証券取引所市場第一部及び東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりましたが、昭和 57 年 11 月に大阪証券取引所市場第二部に再上場し、昭和 59 年 9 月には大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定され、昭和 63 年 2 月には東京証券取引所市場第一部へ再上場しました。

当社は、平成 29 年度を最終年度とする第 2 次中期事業計画（平成 27 年 5 月 28 日発表）の経営目標達成に向け、洋紙事業の構造転換、板紙・段ボール事業の強化及びホーム&パーソナルケア事業（以下「H&PC 事業」といいます。）の更なる成長と加速の 3 事業の主要施策を中核に、売上高・経常利益の拡大と財務体質の改善に取り組んでおります。また、当社は、各主要施策の実行スピードを加速させるための選択肢の 1 つとして、M&A を積極的に検討しております。

当社が平成 29 年 2 月 10 日に公表した「日清紡ホールディングス株式会社の紙製品事業の譲受を目的とした子会社の異動を伴う株式の取得に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、日清紡ホールディングス株式会社（以下「日清紡 HD」といいます。）の連結子会社である日清紡ペーパープロダクツ株式会社（以下「日清紡 PP」といいます。）等において営む紙製品事業を取得し（注）、同事業を当社グループ（当社及び当社の連結子会社 30 社をいいます。以下同じです。）に加えることにより、当社の成長エンジンである H&PC 事業を中心に、事業の拡大を一層加速させる予定です。さらに、当社は、本取引により、当社グループの洋紙事業の中で不可分の関係にある製紙部門と印刷部門の両面から当社の基盤事業である洋紙事業を強化する考えです。

（注） 日清紡 PP 及び日清紡ポスタルケミカル株式会社（以下「日清紡 PC」といいます。）の株式、上海日豊工芸品有限公司（以下「上海日豊工芸品」といいます。）の持分、並びに日清紡 HD

が保有する紙製品事業に関する不動産その他の設備、知的財産権等の取得です。なお、日清紡 HD が、日清紡 PP に対して、日清紡 PC の株式及び上海日豊工芸品の持分、並びに日清紡 HD が保有する紙製品事業に関する不動産その他の設備、知的財産権等の資産を吸収分割により承継させた上で、当社が日清紡 HD から、日清紡 PP の全株式を譲り受けます。

当社の連結売上高の約 40%を占める洋紙事業は当社の屋台骨であり、競合他社に対して確固たる競争優位であり続けるために、当社グループ一体となって、第 2 次中期事業計画の主要施策の 1 つである「洋紙事業の構造転換」の取り組みを推進しております。

当社の洋紙事業の競争力の源泉は、世界最大級の臨海型製紙工場である三島工場（愛媛県）（以下「三島工場」といいます。）のコスト競争力と「自ら生産したものは自らの手で売る」という基本理念の下で長年培ってきた営業力が両輪となって有機的に機能していることにあります。すなわち、当社の洋紙事業の強みは、ユーザーとの間で代理店や卸商を経由した商取引を行う一方で、実際に当社営業員がユーザーを直接訪問することで、ユーザーのニーズや市場動向を直接捉え、機動的に開発・生産・物流部門とその情報を共有することで、生産・販売品種のシフトや製品開発、配送体制の見直し等、市場の変化に柔軟に対応できることにあります。

また、洋紙の市場動向及び品質に対するニーズは、当社がその発行済株式の全部を所有する連結子会社であり、印刷事業を行うダイオープリンティング株式会社（以下「ダイオープリンティング」といいます。）から印刷会社の目線で把握されることで、当社の洋紙開発や品質改善に活かされています。この取り組みができるのは数ある洋紙メーカーの中でもグループ傘下に印刷会社を持つ当社独自の強みであります。加えて、当社や当社得意先の主要卸商の営業員は、当社が三島工場において開催する技術研修を通じて製紙工程について理解を深め、また、当社がダイオープリンティングの工場において開催する印刷研修を通じて印刷工程について理解を深めております。その結果、当社や当社得意先の主要卸商の営業員は、これらの研修で理解を深めた製紙工程と印刷工程の知識を踏まえて商談を行うことができます。このように、当社は、当社のみならず、当社得意先の卸商の営業員にも品質や市場動向を把握していただき、営業・生産・物流・当社得意先の卸商・ダイオープリンティングが連携することによって、垂直型機能を拡大し、市場志向にいち早く対応できる高い競争優位性を維持しております。

一方、対象者は、昭和 6 年 9 月に三浦東八により三浦印刷所として創業され、昭和 25 年 11 月に三浦印刷株式会社に組織変更したとのことです。昭和 39 年 7 月に東京証券取引所市場第二部、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部に上場したとのことです（名古屋証券取引所市場第二部については、平成 15 年 2 月に上場廃止）。対象者は、カラーの三浦として商業宣伝物（ポスター・カタログ・パンフレット・ダイレクトメール・カレンダー等）を中心とした各種印刷物全般の製造販売を主体として首都圏を中心に事業活動を展開しており、更にクロスメディア化に対応する事業開発や Web サイトの製作・運用、デジタルブックの製作といったデジタル媒体に関する事業を推進しているとのことです。また、主力の印刷事業の他、平成 11 年からは駐車場事業（平成 28 年 3 月期売上高は約 14 億 7,400 万円）、平成 23 年からは不動産事業（平成 28 年 3 月期売上高は約 1 億 2,100 万円）も手掛け、安定収益の確保に取り組んでいるとのことです。

対象者によれば、対象者は、企業の広告宣伝費抑制による印刷物需要の低迷や、受注競争激化による単価下落傾向が続く経営環境の中、平成 25 年 4 月には中期経営計画「みんなの中計」（平成 26 年 3 月

期～平成 28 年 3 月期) を策定し、製版・印刷・加工に至る印刷工程の再構築と物流工程の強化による印刷事業の拡充に加え、採算管理や内製化拡大に取り組み、抜本的な収益改善を進めてきたとのことです。さらに、中長期的に安定した事業基盤を構築するため、平成 26 年 3 月には、AG を引受先とした第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分(発行新株式及び処分株式数: 840 万 3,000 株、発行価額及び処分価額の総額: 9 億 9,995 万 7,000 円)を実施するとともに、AG による業務支援を通じた対象者の株主価値の向上を目的とした業務・資本提携を行うことで、外部資本導入による改善の促進と構造改革による業務効率化を進め、その結果、平成 29 年 3 月期の業績予想数値を上方修正するとともに中間配当の増配を実現するに至ったとのことです。さらに、平成 29 年 3 月期を初年度とする中期経営計画「REBORN」(平成 29 年 3 月期～平成 31 年 3 月期)を策定し、部門別採算制度による収益管理の徹底や更なる内製化による生産性の向上に取り組んできましたが、他方で、中長期的には紙媒体の需要減少や印刷技術向上による差別化難化に加え、受注単価の下落が続くなど、業界を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想され、対象者が更なる成長戦略を描くには、事業シナジーを最大化させ、業界のポジションと競争力を高めることができる新たなパートナーの検討が必要との考えに至ったとのことです。対象者は、顧客の拡大、商材ラインナップの充実、材料の安定供給等の観点から平成 28 年 7 月下旬より AG に代わる株主の候補先の検討プロセスを開始したとのことです。

他方、当社は、平成 28 年 8 月下旬に取引金融機関から対象者の紹介を受け、AG 及び対象者の協力を得ることなく独自に対象者を調査するとともに、対象者を当社の完全子会社とすることを含め、グループ内にもう 1 社印刷会社を迎えて当社の洋紙事業を強化することについて検討を開始しました。

対象者は、印刷業界において強いブランドや上場企業及びその子会社等の多数の優良顧客を有する等の強みを有しています。また、次のとおり、ユーザー構成、取扱品種、設備等の面でダイオープリンティングとは大きく異なった特徴があります。

① ユーザー構成

対象者は、上場企業及びその子会社である百貨店、金融機関、メーカー、広告代理店等を顧客として有するのに対し、ダイオープリンティングは、スーパーマーケット、通信販売会社、専門広告代理店、印刷会社等の顧客を有しています。

② 取扱品種

対象者は、パンフレット、カタログ、ポスターといった製品に強みを有しているのに対し、ダイオープリンティングは、チラシ、タブロイド、シール、ビジネスフォームといった製品に強みを有しています。

③ 設備

対象者は、輪転印刷機・枚葉印刷機・加工機といった大ロットから小中ロット印刷物に適した設備を有しているのに対し、ダイオープリンティングは、輪転印刷機・枚葉印刷機・加工機に加え、シール印刷機、ビジネスフォーム印刷機といった設備も有しています。

結果、当社は、対象者をグループ内に迎えることで、当社グループでは従前取り扱っていなかったユーザーや製品に係る印刷市場に参入することが可能になり、それらの市場動向や洋紙に求められる品質等の情報も流入しやすくなることで、当社グループの洋紙事業をより市場感を持った事業へと転換していくことが可能になるとともに、グループ全体の事業の裾野が広がり、当社グループの拡大・発展に

大いに寄与する可能性がある」と判断し、平成28年12月中旬に、対象者及びその主要株主である筆頭株主のAGに対し、対象者の完全子会社化を視野に入れた本取引を提案し、当社グループと対象者との連携に関する取り組み方針の説明を行いました。

対象者は、上記伝達を受け、平成28年12月中旬に、対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討する必要があると考えるに至ったとのことです。

当社は、平成28年12月下旬から平成29年1月下旬まで、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施した上で、当社及び対象者の双方にとって後述の事業シナジーが十分に発揮される可能性があり、本取引が双方の企業価値向上に資する取組みであると判断しました。そして、当社は、平成29年2月上旬、対象者並びにAG、三浦総業、三浦久司氏及び三浦剛治氏に対し、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を245円、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）を122,000円として、本公開買付けを実施することを提案しました。

当社及び対象者は、平成29年2月上旬以降、本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格並びに本取引の諸条件について協議・検討を重ね、平成29年2月下旬、本公開買付け価格を260円、本新株予約権買付け価格を137,000円として本公開買付けを実施することにつき合意に至りました。なお、当社は、同時に、AG、三浦総業、三浦久司氏及び三浦剛治氏に対して、本公開買付け価格を260円、本新株予約権買付け価格を137,000円として本公開買付けを実施することの提案を行い、同意を得ております。

本取引は、当社グループの印刷事業の拡大に繋がります。印刷業界は全体的に市場規模が減少傾向とはいえ、今なお5兆円超と巨大なマーケットである上、対象者が営む商業印刷に限れば小幅ながら回復基調にあります。対象者と当社グループの印刷事業を合わせた年間売上高は約300億円となりますが、厳しい市場環境が続くと予想されるため、今後更に印刷事業の規模を拡大することも視野に入れ、当社グループの洋紙事業の基盤を製紙分野と印刷分野の両面から強固にしていきたいと思います。

当社及び対象者は、シナジーを実現させるための具体的な施策として、以下を検討しております。

① 営業力の向上

事業規模の拡大の他、ユーザー層や取扱品種の拡がりによる営業力の向上が期待できます。具体的には、幅広い品種への対応力を活かした新たな大口顧客の創造、対象者と当社グループのそれぞれが強みを持つ品種を相互に供給することによる既存顧客の満足度の向上、対象者に対する当社グループ顧客の紹介、対象者顧客に対する当社グループの紙製品の提案・販売、対象者による当社グループの営業拠点の活用等を進めてまいりたいと考えております。

② 提案力の強化

当社からの用紙の安定供給を活かした専門用紙の開発や、対象者と当社グループのそれぞれが強みを持つ商品開発力を活かす等により、顧客に対する提案力の強化が図れるものと考えております。

③ 新規媒体の開拓

新規分野への展開としては、対象者のデジタル媒体事業を活かし、紙媒体とデジタル媒体の融合や新たな紙媒体の開拓等、印刷関連事業の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

④ 調達力の向上

規模のメリットを活かした調達力の向上が期待できます。具体的には、対象者による当社グループの用紙の直接購入、対象者と当社グループのインキ・版資材等の共同購買等を進めてまいりたいと考えております。

⑤ 外注方針の再検討

対象者及び当社グループ双方の業務の繁閑差や設備面での得意分野の違いを活かし、現状、対象者及び当社グループがそれぞれ外注している業務の内製化によるコストダウンや業務の標準化等について検討を進めてまいりたいと考えております。

当社及び対象者は、以上のようなシナジーを最大限実現させるためには、強固な提携関係を確立するのみならず、完全子会社化による機動的な情報共有と迅速な意思決定を行える体制の整備が必要不可欠であると考えております。

当社は、対象者の完全子会社化後、当面は、対象者の現状の運営形態を基本的に維持したいと考えており、商号は変更せず、直ちに当社グループ内での統合等を行うことも現時点では考えておりません。なお、当社の洋紙事業、印刷事業の運営方針の下、当社グループ全体の企業価値の向上を目指して経営を行うという観点から、改善の余地があれば随時見直しを行いたいと考えております。また、当社は、対象者の駐車場事業及び不動産事業については、当面は対象者の運営形態を維持して事業を継続することを考えております。

また、本公開買付け成立後における対象者の役員体制について、当社は、当社グループと対象者の企業価値向上を早期に実現する役員体制を第一に考え、今後、対象者と協議する予定です。

具体的には、当社は、本公開買付けが成立した場合、対象者の代表取締役である原知己氏（以下「原氏」といいます。）については、原氏とAGの無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社（以下「アスパラント」といいます。）の同意が得られることを前提に、対象者の平成29年3月期に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の開催日までの間、取締役及び代表取締役に留まることを要請する予定です。

また、当社は、本公開買付けが成立した場合、アスパラントから派遣された対象者の取締役である中村彰利氏及び申祐一氏の2名（以下「派遣社外取締役」といいます。）については、本公開買付けの決済の開始日に辞任することを要請する予定です。

なお、原氏及び派遣社外取締役を除く対象者の取締役につきましては、本公開買付けに伴い辞任を要請することは予定しておりません。また、対象者の監査役の処遇については本プレスリリース提出日以降、協議する予定です。

当社は、本取引後、対象者の取締役の過半数を自らの役職員から派遣することを想定していますが、原氏及び派遣社外取締役以外の本プレスリリース提出日における対象者の取締役の意向も踏まえて検討する予定です。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の主要株主である筆頭株主のAG（所有株式数：8,403,000株、所有割合：26.01%）、対象者の第4位株主であり、対象者の取締役会長である三浦剛治氏及びその親族が発行済株式の全てを所有する三浦総業（所有株式数：1,105,070株、所有割合：

3.42%)、対象者の第9位株主であり、三浦剛治氏の実兄である三浦久司氏（所有株式数：720,461株、所有割合：2.23%）並びに三浦剛治氏（所有株式数：450,252株、所有割合：1.39%）それぞれとの間で、平成29年2月27日付で各本応募契約を締結し、AG、三浦総業、三浦久司氏及び三浦剛治氏（所有株式数の合計：10,678,783株、所有割合の合計：33.05%）がその所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしていること等を考慮して、当社及び対象者は、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付けにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の検討に際して、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、プルータス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

当社がプルータス・コンサルティングから取得した対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び同「② 算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び当社と何らの利害関係を有しない、独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選定したとのことです。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、複数の株式価値評価算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたって採用すべき算定手法を検討した上で、対象者株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており市場株価が存在することから市場株価分析を、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）をそれぞれ用いて対象者株式の株式価値の分析を行い、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成29年2月24日付で対象者株式の株式価値評価に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において分析された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析：	166 円から 189 円
類似企業比較分析：	168 円から 227 円
DCF 分析：	205 円から 273 円

市場株価分析では、平成 29 年 2 月 24 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 189 円（小数点以下四捨五入。以下終値単純平均値の計算について同様です。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 179 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 166 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 166 円から 189 円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 168 円から 227 円までと分析しているとのことです。

DCF 分析では、対象者の平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの事業計画（なお、当該事業計画には本取引の実行により対象者が当社に完全子会社化されることについては含まれておりません。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提とした平成 29 年 3 月期以降に対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 205 円から 273 円と分析したとのことです。なお、DCF 分析の前提とした対象者とその関係会社の将来の財務予測においては、対象者が平成 28 年 8 月 26 日に公表した「業績予想の修正および中間配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 29 年 3 月期の利益見通しは、更なる内製化による生産性の向上等により、平成 28 年 3 月期の実績と比較して大幅な増益を見込んでおりますが、それ以降の期においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の分析に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者とその関係会社の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成 29 年 2 月 24 日までの上記情報を反映したものとのことです。

また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格と本新株予約権における対象者株式 1 株当たりの行使価格との差額に本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額としており、実質的に本公開買付価格と同等であることから、対象者は本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等への応募を推奨する旨の意見を表明するにあたり、第三者算定機関からの本新株予約権買付価格に関する評価書は取得しないとのことです。

③ 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けているとのこと。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者によれば、対象者は、当社からの本公開買付けに関する説明のほか、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③ 対象者における外部の法律事務所からの助言」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から対象者株式の株式価値評価に関する株式価値算定書を取得し、また、長島・大野・常松法律事務所からの法的助言を得ながら、当社からの提案を慎重に検討し、当社との協議を重ねるとともに、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議・検討したとのこと。

その結果、対象者は、対象者がこれからの経営環境下で生き残るためには、更なる対象者の事業基盤の強化及び収益力の向上が必要であると考え、本公開買付けを通じて、当社グループの傘下に入ることが、当社グループのブランド・拠点・組織等を活用した顧客開拓などの面で対象者の事業基盤の拡充を通じた収益力の強化に資するものであり、対象者の企業価値向上のための最善の選択肢であるとの判断に至ったとのこと。また、この点に加えて、(i)本公開買付価格については、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価分析及び類似企業比較分析に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、DCF分析に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)本公開買付価格 260 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 29 年 2 月 24 日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値 194 円に対して 34.02% (小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算において同様です。)、平成 29 年 2 月 24 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 189 円に対して 37.57%、平成 29 年 2 月 24 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 179 円に対して 45.25%、平成 29 年 2 月 24 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 166 円に対して 56.63%のプレミアムを加えた金額であり、完全子会社化を目的とした発行者以外の者による過去の公開買付けの事例におけるプレミアムの水準と比較して合理的範囲内であると考えられること、(iii)本新株予約権買付価格 137,000 円は、本公開買付価格と本新株予約権における対象者株式 1 株当たりの行使価格との差額に本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額としており、実質的に本公開買付価格と同等であること、(iv)本「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、対象者の少数株主（応募予定株主を除く対象者の株主をいいます。）及び新株予約権者（以下、「少数株主等」といいます。）の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、対象者は、本取引は、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、少数株主等の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者に対して合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成 29 年 2 月 27 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛

同する旨の意見を表明するとともに、対象者株式及び本新株予約権について、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち三浦剛治氏は当社との間で応募契約を締結していること、中村彰利氏は当社との間で応募契約を締結しているAGの無限責任組合員であるアスパラントの代表取締役社長としての地位を有していること、原知己氏はアスパラントの従業員としての地位を有し、かつ対象者の代表取締役社長としての地位を有していること、及び申祐一氏はアスパラントの従業員としての地位を有していることに鑑み、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者においては、まず、(i)上記の三浦剛治氏、中村彰利氏、原知己氏、及び申祐一氏を除く取締役3名により審議の上、その全員一致で決議を行った後、(ii)会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、申祐一氏を加えた取締役4名にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨の決議を行うという二段階の手続を経ているとのことです。

また、当該取締役会には対象者の監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）全員が出席し、いずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

対象者は、当社との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、当社は、公開買付期間を30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する株式数を超える買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を21,542,000株（所有割合：66.67%）としており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。本下限は、対象者第72期第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数（32,048,848株）に、対象者第71期有価証券報告書に記載された平成28年5月31日現在の本新株予約権（315個）から行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、平成28年6月1日から平成29年2月27日までに行使された又は失効した新株予約権は10個とのことです。）を差し引いた個数（305個）の目的となる株式数（305,000株）を加算した株式数（32,353,848株）から、対象者決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（41,557株）を控除した株式数（32,312,291株）に係る議決権数（32,312個）に3分の2を乗じた数（21,542個。なお、小数点以下を切り上げております。）に1,000株を乗じた数としております。

加えて、本下限は、対象者第72期第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数（32,048,848株）から、対象者決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象

者が所有する自己株式数（41,557株）を控除した株式数（32,007,291株）から、応募予定株式の数（10,678,783株）を控除した株式数（21,328,508株）の過半数（10,664,255株。これは、当社の非利害関係者が保有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式の数に当たります。）を基礎として、これに応募予定株式の数を加えた株式数（21,343,038株）を超える株式数となっています。

このように、当社は、対象者の株主、及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の意思を尊重しています。

⑦ 対象者による本完全子会社化手続が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

本公開買付け後に予定されている本完全子会社化手続（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。以下同じです。）は、本完全子会社化手続の時点においては当社が支配株主に該当することから、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。対象者によれば、本公開買付けに関する意見表明は、いわゆる「支配株主との重要な取引等」に該当しませんが、本公開買付け及び本完全子会社化手続が一連の取引であることから、対象者は、本公開買付けに関する意見表明の段階で、当社との間に利害関係を有しない対象者の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている岩崎和泉氏及び三木康史氏に対し、本取引が対象者の少数株主等にとって不利益なものでないか否かについて検討を依頼したとのことです。

これを受け、両社外監査役は、対象者より、本取引の意義、本取引における交渉過程等の説明を受けるとともに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が作成した株式価値算定書その他本取引に関連する資料の提供を受けた上で、対象者との間でこれらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

その上で、両社外監査役は、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程等の意思決定手続の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の公正性について検討した上で、本取引が少数株主等にとって不利益なものでないか否かについて慎重に検討したとのことです。かかる検討の結果、両社外監査役は、(i)本取引により、対象者グループ（対象者及びその子会社1社並びに関連会社1社をいいます。）及び当社グループの間でシナジー効果が生じることが期待され、本取引は、そのようなシナジー効果による対象者及び当社双方の企業価値の向上を目的とするものであること、(ii)対象者及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの助言等を受けながら、本取引に特別な利害関係を有する可能性のある者以外の者により、当社との実質的な協議・交渉が複数回にわたって行われていること、対象者の取締役会における本取引の検討及び決議は相当な利益相反の防止措置を採った上で行われることが予定されていること、(iii)本公開買付けにおいて少数株主等に交付される対価の額は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の作成した株式価値算定書における、市場株価分析及び類似企業比較分析に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、DCF分析に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、本公開買付けに応募しなかった少数株主等に対しては、本完全子会社化手続において、最終的に本公開買付けにおける公開買付け価格と同一の額の金銭が交付される予定であること等を踏まえ、平成29年2月27日に、対象者に対し、(a)本取引の目的が正当と考えられること、(b)本取引に係る交渉過程等の意思決定手続が

公正と考えられること、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は公正と考えられること、よって、本取引は少数株主等にとって不利益なものではないと考えられることをその内容とする意見書を提出したとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け成立後に、以下の方法により、当社が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを予定しております。

当社は、本公開買付けの成立により、その所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、当社が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者の株主（対象者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）し、本新株予約権に係る新株予約権者（当社を除きます。）の全員に対してはその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）することを予定しております。

本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（対象者及び当社を除きます。）に対して交付することを定め、一方、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本公開買付けにおける本新株予約権買付価格と同額の金銭を対象者の本新株予約権に係る新株予約権者（当社を除きます。）に対して交付することを定めます。この場合、当社は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主及び本新株予約権に係る新株予約権者の個別の承諾を要することなく、当社は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（対象者及び当社を除きます。）の全員が所有する対象者株式の全部を取得し、本新株予約権に係る新株予約権者（当社を除きます。）の全員が所有する本新株予約権の全部を取得します。この場合、当社は、当該各株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付し、当該各新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、当該各新株予約権者に対し、本公開買付けにおける本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付します。なお、対象者によれば、当社より本株式等売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会は、当社による本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立後、当社の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、当社は、対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議

議案に含む臨時株主総会（本定時株主総会と同一日における開催を予定しております。以下「本株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、当社は、本株主総会において当該各議案に賛成する予定です。本株主総会において株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、対象者の株主の皆様は、株式併合がその効力を生じる日において、株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

株式併合の割合は、本プレスリリース提出日現在において未定ですが、当社のみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（当社を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

また、当社は、本公開買付けの成立後、当社の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合で、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できなかったときには、本公開買付け後の株式併合手続において本新株予約権の全てを取得できないため、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を實踐するよう要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、株主及び新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する株式及び新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外を対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び当社を除きま

す。) に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権に係る新株予約権者（当社を除きます。）に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権買付価格に当該各新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本プレスリリース提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本完全子会社化手続を実施した場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の主要株主である筆頭株主のAG（所有株式数：8,403,000株、所有割合：26.01%）、対象者の第4位株主であり、対象者の取締役会長である三浦剛治氏及びその親族が発行済株式の全てを所有する三浦総業（所有株式数：1,105,070株、所有割合：3.42%）、対象者の第9位株主であり、三浦剛治氏の実兄である三浦久司氏（所有株式数：720,461株、所有割合：2.23%）並びに三浦剛治氏（所有株式数：450,252株、所有割合：1.39%）それぞれとの間で、平成29年2月27日付で各本応募契約を締結し、AG、三浦総業、三浦久司氏及び三浦剛治氏（所有株式数の合計：10,678,783株、所有割合の合計：33.05%）がその所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

① 本応募契約（AG・三浦総業）

本応募契約（AG・三浦総業）においては、AG又は三浦総業による応募の前提条件として、(i) 本公開買付けが本応募契約（AG・三浦総業）の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、(ii) AG又は三浦総業が本公開買付けに応募を行う日までの間において当社が遵守し若しくは履行すべき本応募契約（AG・三浦総業）に基づく義務（注1）又は本応募契約（AG・三浦総業）の締結日若しくは本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の開

始日における当社の表明及び保証（注2）の重大な違反が存在しないこと、(iii)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づく手続（待機期間の満了を含みます。）を除き、本応募契約（AG・三浦総業）により企図されている取引の実行のために、当社において法令上必要となる官公庁その他司法・行政機関の許可、認可、承認若しくは同意又は司法・行政機関への届出若しくは通知等が（もしあれば）全て取得又は履踐されていること、及び、(iv)対象者が本公開買付けに対して反対する旨の取締役会決議を行っていないか、反対の取締役会決議が行われた場合は、これが撤回されていることが定められております。なお、AG又は三浦総業が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されておられません。また、AG又は三浦総業は、本公開買付けが成立し、当社の指図があった場合、本定時株主総会において、当該指図に従って議決権その他の権利を行使し、又は行使しないものとすべき義務、及び、本応募契約（AG・三浦総業）に基づくもの、本公開買付けに係る決済代金の受領及び剰余金の配当（但し、配当額の累計は、平成29年3月期に係る中間配当を含め、当該事業年度の年間配当性向が40%～50%の範囲内とします。）の受領を除き、対象者の株主としての権利を行使しない義務を負っております。

なお、本応募契約（AG・三浦総業）締結日から公開買付け期間末日までの間に、第三者により対象者株式を対象とする公開買付け（以下、「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合、AGと当社はその対応について実務上可能な範囲で協議するものとし、当該対抗公開買付けに応募しないことがAGにおいてAGの無限責任組合員としての善管注意義務又は忠実義務に違反する旨の、AG及び当社の合意に基づき指名する弁護士が作成する意見書を取得したときに限り、AGは本公開買付けに応募せず対抗公開買付けに応募することができるものとし、既にAGが応募を行っている場合においても、上記条件を満たす場合に限り、AGは応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除して対抗公開買付けに応募することができるものとされています。

また、AGは、本応募契約（AG・三浦総業）上、本公開買付けに係る決済の開始日をもって、アスパラントをして、原氏に係る出向契約を除き、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の業務・資本提携に係る契約を含む、同社が対象者との間で締結している契約その他の合意を全て終了させる義務を負っております。

(注1) AG又は三浦総業が本公開買付けに応募を行う日までの間において当社が遵守し又は履行すべき本応募契約（AG・三浦総業）に基づく義務としては、本公開買付けを行う義務、秘密保持義務及び各自に生じた費用を負担する義務が存在します。

(注2) 当社は、本応募契約（AG・三浦総業）において、本応募契約（AG・三浦総業）の締結日、公開買付け期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日に、(i)当社の設立及び存続、当社が現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能の保有、(ii)当社における本応募契約（AG・三浦総業）の締結及び履行に必要な権限及び権能の保有、並びに、当社による本応募契約（AG・三浦総業）の締結及び履行が当社の目的の範囲内であり、これに法令又は内部規則において必要とされる手続が履踐されていること、(iii)本応募契約（AG・三浦総業）の締結の有効性及び本応募契約（AG・三浦総業）の強制執行可能性、(iv)本応募契約（AG・三浦総業）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(v)反社会的勢力との関係の不存在に関する事項、並びに、(vi)本公開買付けにおいて要する資金の十分な

保有に関する事項を表明及び保証しています。

② 本応募契約（個人）

本応募契約（個人）においては、三浦久司氏又は三浦剛治氏による応募の前提条件として、(i)本公開買付けが本応募契約（個人）の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、(ii)三浦久司氏又は三浦剛治氏が本公開買付けに応募を行う日までの間において当社が遵守し又は履行すべき本応募契約（個人）に基づく義務（注）の重大な違反が存在しないこと、(iii)独占禁止法に基づく手続（待機期間の満了を含みます。）を除き、本応募契約（個人）により企図されている取引の実行のために、当社において法令上必要となる官公庁その他司法・行政機関の許可、認可、承認若しくは同意又は司法・行政機関への届出若しくは通知等が（もしあれば）全て取得又は履践されていること、及び、(iv)対象者が本公開買付けに対して反対する旨の取締役会決議を行っていないか、反対の取締役会決議が行われた場合は、これが撤回されていることが定められております。なお、三浦久司氏又は三浦剛治氏が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されておられません。また、三浦久司氏又は三浦剛治氏は、本公開買付けが成立し、当社の指図があった場合、本定時株主総会において、当該指図に従って議決権その他の権利を行使し、又は行使しないものとすべき義務、及び、本応募契約（個人）に基づくもの、本公開買付けに係る決済代金の受領及び剰余金の配当（但し、配当額の累計は、平成 29 年 3 月期に係る中間配当を含め、当該事業年度の年間配当性向が 40%～50%の範囲内とします。）の受領を除き、対象者の株主としての権利を行使しない義務を負っております。

（注） 三浦久司氏又は三浦剛治氏が本公開買付けに応募を行う日までの間において当社が遵守し又は履行すべき本応募契約（個人）に基づく義務としては、本公開買付けを行う義務、秘密保持義務及び各自に生じた費用を負担する義務が存在します。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	三浦印刷株式会社	
② 所在地	東京都墨田区千歳二丁目 3 番 9 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 原 知己	
④ 事業内容	印刷事業、駐車場事業及び不動産賃貸事業	
⑤ 資本金	2,524 百万円（平成 29 年 2 月 27 日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和 25 年 11 月 29 日	
⑦ 大株主及び特株比率 （平成 28 年 9 月 30 日現在）	AG 投資事業有限責任組合	26.21%
	王子ホールディングス株式会社	3.74%
	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3.65%
	三浦総業株式会社	3.44%
	凸版印刷株式会社	3.13%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・DIC 株式会社口）	2.81%
	三菱製紙株式会社	2.73%
	明治安田生命保険相互会社	2.35%
	三浦 久司	2.24%

	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	2.18%
⑧ 公開買付者と対象者の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の連結子会社である大王紙パルプ販売株式会社及び東京紙パルプ交易株式会社は、対象者に対し、原紙の販売を行っております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 「持株比率」は、対象者が平成28年11月10日に提出した第72期第2四半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

平成27年9月30日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

(3) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成29年2月27日（月曜日）
公開買付開始公告日	平成29年2月28日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成29年2月28日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成29年2月28日（火曜日）から平成29年4月11日（火曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金260円
- ② 本新株予約権 1個につき金137,000円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(a) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに

あたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対し、対象者株式の価値の算定を依頼し、平成 29 年 2 月 24 日付で本株式価値算定書を取得し、その参考としております。

プルータス・コンサルティングは、対象者株式の価値を算定するにあたり、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、対象者と比較的類似する事業を営む類似上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者株式の価値算定を行いました。なお、当社は、プルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法	: 166 円～194 円
類似会社比較法	: 148 円～278 円
DCF法	: 197 円～294 円

市場株価法では、平成 29 年 2 月 24 日を算定基準日（以下「本基準日」といいます。）として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値 194 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 189 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 179 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 166 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 166 円から 194 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 148 円から 278 円までと分析しているとのことです。

DCF法では、平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの対象者の事業計画（なお、当該事業計画には本取引の実行により対象者が当社に完全子会社化されることについては含まれておりません。）、直近までの業績の動向、現在及び将来の事業環境並びに一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の将来の収益予想を前提として、平成 29 年 3 月期第 3 四半期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 197 円から 294 円までと分析しているとのことです。

当社は、プルータス・コンサルティングから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュール・ディリジェンスの結果、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における過去 6 ヶ月間及び直近の市場価格の推移、完全子会社化を目的とした過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに

対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 260 円とすることを決議しました。

本公開買付価格である 1 株当たり 260 円は、本基準日（平成 29 年 2 月 24 日）の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 194 円に対して 34.02%、本基準日までの過去 1 ヶ月間の終値平均値 189 円に対して 37.57%、本基準日までの過去 3 ヶ月間の終値平均値 179 円に対して 45.25%、本基準日までの過去 6 ヶ月間の終値平均値 166 円に対して 56.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注) プルータス・コンサルティングは、対象者の株式価値算定に際して、対象者及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全であること、対象者の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその子会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としているとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見通しについては、対象者及び当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としているとのことです。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、本プレスリリース提出日現在において、本新株予約権の目的となる株式 1 株当たりの行使価額が本公開買付価格である 260 円を下回っています。そこで、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である 260 円と本新株予約権の目的となる株式 1 株当たりの行使価額（123 円）との差額である 137 円に、本新株予約権 1 個の目的となる株式の数である 1,000 を乗じた、137,000 円とすることに決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの本新株予約権買付価格に関する算定書等を取得しておりません。

② 算定の経緯

(a) 本公開買付価格の決定に至る経緯

対象者によれば、対象者は、顧客の拡大、商材ラインナップの充実、材料の安定供給等の観点から平成 28 年 7 月下旬より AG に代わる株主の候補先の検討プロセスを開始したとのことです。

他方、当社は、平成 28 年 8 月下旬に取引金融機関から対象者の紹介を受け、AG 及び対象者の協力を得ることなく独自に対象者を調査するとともに、対象者を当社の完全子会社とすることを含め、グループ内にもう 1 社印刷会社を迎えて当社の洋紙事業を強化することについて検討を開始しました。

そして、当社は、対象者をグループ内に迎えることで、当社グループでは従前取り扱っていなかったユーザーや製品に係る印刷市場に参入することが可能になり、それらの市場動向や洋紙に求められる品質等の情報も流入しやすくなることで、当社グループの洋紙事業をより市場感を

持った事業へと転換していくことが可能になるとともに、グループ全体の事業の裾野が広がり、当社グループの拡大・発展に大いに寄与する可能性がある」と判断し、平成 28 年 12 月中旬に、対象者及びその主要株主である筆頭株主の AG に対し、対象者の完全子会社化を視野に入れた本取引を提案し、当社グループと対象者との連携に関する取り組み方針の説明を行いました。

対象者は、上記伝達を受け、平成 28 年 12 月中旬に、対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討する必要があると考えるに至ったとのことです。

当社は、平成 28 年 12 月下旬から平成 29 年 1 月下旬まで、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施した上で、当社及び対象者の双方にとって上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の事業シナジーが十分に発揮される可能性があり、本取引が双方の企業価値向上に資する取組みであると判断しました。そして、当社は、平成 29 年 2 月上旬、対象者並びに AG、三浦総業、三浦久司氏及び三浦剛治氏に対し、本公開買付け価格を 245 円、本新株予約権買付け価格を 122,000 円として、本公開買付けを実施することを提案しました。

当社及び対象者は、平成 29 年 2 月上旬以降、本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格並びに本取引の諸条件について協議・検討を重ね、平成 29 年 2 月下旬、本公開買付け価格を 260 円、本新株予約権買付け価格を 137,000 円として本公開買付けを実施することにつき合意に至りました。なお、当社は、同時に、AG、三浦総業、三浦久司氏及び三浦剛治氏に対して、本公開買付け価格を 260 円、本新株予約権買付け価格を 137,000 円として本公開買付けを実施することの提案を行い、同意を得ております。

(b) 本公開買付け価格の検討

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格の検討に際して、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてブルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、ブルータス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

(ii) 当該意見の概要

ブルータス・コンサルティングは、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 166 円～194 円
類似会社比較法	: 148 円～278 円
DCF法	: 197 円～294 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、ブルータス・コンサルティングから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の東京証券

取引所市場第二部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、完全子会社化を目的とした過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、平成29年2月上旬に対象者に対し、本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格の提案を行いました。その後、当社は、応募予定株主及び対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、同月27日に、本公開買付け価格を260円、また、本新株予約権買付け価格を137,000円とする旨決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
32,312,291株	21,542,000株	—株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(21,542,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(21,542,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、当社が本公開買付けにより取得する株券等の最大数(32,312,291株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第72期第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数(32,048,848株)に、対象者第71期有価証券報告書に記載された平成28年5月31日現在の本新株予約権(315個)から行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、平成28年6月1日から平成29年2月27日までに行使された又は失効した新株予約権は10個とのことです。)を差し引いた個数(305個)の目的となる株式数(305,000株)を加算した株式数(32,353,848株)から、対象者決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(41,557株)を控除した株式数(32,312,291株)になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式(41,557株)を取得する予定はありません。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	32,312個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合—%)

対象者の総株主等の議決権の数	31,858 個	
----------------	----------	--

(注1) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数 (32,312,291 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第 72 期第 3 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び新株予約権も買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 72 期第 3 四半期報告書に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (32,048,848 株) に、対象者第 71 期有価証券報告書に記載された平成 28 年 5 月 31 日現在の本新株予約権 (315 個) から行使された又は失効した新株予約権 (対象者によれば、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 2 月 27 日までに行使された又は失効した新株予約権は 10 個とのことです。) を差し引いた個数 (305 個) の目的となる株式数 (305,000 株) を加算した株式数 (32,353,848 株) から、対象者決算短信に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (41,557 株) を控除した株式数 (32,312,291 株) に係る議決権の数である 32,312 個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(8) 買付代金 8,364 百万円 (予定)

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (32,312,291 株) から、公開買付期間中に行使期間が到来せず行使される可能性のない、対象者第 71 期有価証券報告書に記載された平成 28 年 5 月 31 日現在の本新株予約権 (315 個) から行使された又は失効した新株予約権 (対象者によれば、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 2 月 27 日までに行使された又は失効した新株予約権は 10 個とのことです。) を差し引いた個数 (305 個) の目的となる対象者株式の数 (305,000 株) を控除した株式数 (32,007,291 株) に 1 株当たりの本公開買付価格 (260 円) を乗じた金額 (8,321,895,660 円) と、対象者第 71 期有価証券報告書に記載された平成 28 年 5 月 31 日現在の本新株予約権の数 (315 個) から行使された又は失効した新株予約権 (対象者によれば、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 2 月 27 日までに行使された又は失効した新株予約権は 10 個とのことです。) を差し引いた個数 (305 個) に当該新株予約権 1 個当たりの本新株予約権買付価格 (137,000 円) を乗じた金額 (41,785,000 円) を加算した合計額を記載しております。

(9) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 29 年 4 月 18 日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく返還します。株式については、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類を返還します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,542,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,542,000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に関し、(i)当社が、公正取引委員会から対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)措置期間が満了しない場合、(iii)当社が独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）

す。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(9) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公

公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本プレスリリース又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(11) 公開買付開始公告日

平成29年2月28日（火曜日）

(12) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成 29 年 2 月 27 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこと。なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の主要株主である筆頭株主の AG、対象者の第 4 位株主であり、対象者の取締役会長である三浦剛治氏及びその親族が発行済株式の全てを所有する三浦総業、対象者の第 9 位株主であり、三浦剛治氏の実兄である三浦久司氏並びに三浦剛治氏それぞれとの間で、各本応募契約を締結しております。なお、本応募契約の詳細は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

④ 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者によれば、対象者は、平成 29 年 3 月期の期末配当を 1 株当たり 3 円とする旨の配当予想を公表しておりますが、本公開買付けの成立の有無にかかわらず、この配当予想を修正する予定はないとのこと。なお、本公開買付けによる買付け等の決済が開始されるのは、平成 29 年 3 月期の期末配当基準日である平成 29 年 3 月 31 日より後の日であるため、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募

されるか否か又は応募手続を行う時期によって、平成 29 年 3 月期の期末配当を受け取れるか否かが変わるわけではないとのことです。

以 上

- 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発本文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースに含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、当社及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。
- 本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年法第21E条で定義された、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- 本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。
- 当社の各ファイナンシャル・アドバイザー（その関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。